

「農村地域への産業の導入に関する基本計画（素案）」へのご意見と県の考え方

○意見募集期間 平成30年9月7日（金）～平成30年9月26日（水）

○意見の総数 6件（2団体）

No	該当箇所	ご意見	県の考え方
1	第1の3の(2)	最終段落に土地利用計画などとの連携を図る記述があるが、土地利用計画も含有し、県の将来像を実現するための行動計画である「 <u>しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）</u> 」との連携についても記載した方が良いのではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、第3の(2)に記載しました。
2	第1の3の(2)	第五次国土利用計画（長野県計画）を踏まえた長野県土地利用基本計画の第2の2の(2)にも記載があるとおり、 <u>高速交通網の整備が進み今後定住化等が期待される地域は、開発ニーズが非常に高く、用地需要の増大が見込まれるため、地域の実情に応じた適切な土地利用調整を行ったうえで、産業導入を図っていくことを明記していくべきではないか。</u>	第1の3の(2)及び第2の2(1)において、市町村の実施計画にあたっては、土地利用に係る諸計画との調和と連携を図るとともに、県関係部局とも十分に調整を図った上で策定する必要がある旨を明記しております。
3	第2の2の(1)のウ	「 <u>農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく基本計画策定に当たっての留意点について（平成29年11月14日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知&lt;29農振第1463号&gt;）</u> 」において、 <u>産業導入地区の区域設定（導入業種の選定）に際しては、具体的な事業計画の熟度をもって判断することとしており、「市町村と事業者が、農村地域への産業の導入に関する基本方針（平成29年8月25日付け官庁報告）に記載された農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項を踏まえ、産業導入地区、規模、立地スケジュール、雇用期待従業員数及び業種につき、調整を了している」ことが実施計画への記載が可能な水準であることが明記されている。必要最小限かつ実効性の高い（未利用地出現の恐れのない）実施計画を各市町村に策定させるために、<u>通知の文言についても記載するべきではないか。</u></u>	ご意見の趣旨を踏まえ、第2の1の(2)のイに記載しました。

No	該当箇所	ご意見	県の考え方
4	第3	<p>国は、農業従事者の目標数値は3割以上としており、法律の目的も農業従事者の確保を目的としているため、<u>「農業従事者の目標数値は3割以上」と数値化を行い、離農する農業従事者等の保護を図ると同時に、安易な開発を抑制すべきではないか。</u></p>	<p>農業従事者の就業目標について、国が定めたガイドライン等では具体的な数値目標は定められていないことから明記しておりません。ご意見の内容については、国の基本方針や県の基本計画の趣旨を踏まえて実施計画が策定されるよう、計画策定に係る協議の中で適切に対応してまいります。</p>
5	第6の2	<p>産業導入とともに、定住化促進には他地域の人々（都市地域や市町村からなる広域地域）との交流空間として魅力ある農村地域をアピールする必要があることから、第五次国土利用計画（長野県計画）第3の4の（3）との連携を図り、<u>農村に存在する地域資源に光をあて、観光と連携しながら交流人口を呼び込むよう努めることを記載すべきではないか。</u></p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、第6の2に記載しました。</p>
6	第5	<p>日本型直接支払制度において返還金が生じることを踏まえ、<u>活動組織が意見の申し出をできるよう配慮を求めたい。</u></p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、第9の10「計画策定の留意事項」に、実施計画の策定にあたっては、地域住民に加え、農業者等の意向についても十分反映するよう追記しました。</p>